

第 1 号議案

# 奈良県決定

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との  
区分の変更について

次の付議案を提出する。

令和8年2月10日

奈良県都市計画審議会会长

# 大和都市計画

## 区域区分計画書

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口	1, 301千人	1, 160千人	
市街化区域内人口	1, 094千人	993千人	
配分する人口	—	991. 6千人	
保留する人口	—	1. 6千人	
(特定保留)	—	0千人	
(一般保留)	—	1. 6千人	

### 理由

別紙理由書のとおり

## 理由書

大和都市計画区域については、昭和 45 年 12 月に区域指定を行うと同時に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の決定を行い、その後 6 回の定期見直しを行なっている。

令和 4 年 5 月に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター プラン）」では、地域の実情や当該計画の実現性・実効性、その熟度等を考慮し、適切な時期に区域区分の変更を実施するとしている。また、工業・流通業務適地や商業・サービス業務適地を中心に市街化区域編入を検討することや、市街地整備の見込みのない土地について、積極的に市街化調整区域へ編入することを位置づけている。

今回の変更は、河川の位置変更に伴う区域区分の境界の整理を行うものである。